

岩手県告示第256号

岩手の景観の保全と創造に関する条例の一部を改正する条例（平成22年岩手県条例第46号）及び岩手の景観の保全と創造に関する条例施行規則（平成22年岩手県規則第71号）の施行に伴い、次に掲げる告示は、平成23年3月31日限り、廃止する。

平成23年3月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 岩手県景観形成基本方針（平成6年岩手県告示第331号）
- 2 大規模建築行為等景観形成基準（平成6年岩手県告示第332号）
- 3 岩手の景観の保全と創造に関する条例第2章第2節及び第3節の規定を適用しない区域の指定（平成6年岩手県告示第829号）
- 4 岩手の景観の保全と創造に関する条例第16条の規定を適用しない行為の指定（平成6年岩手県告示第830号）
- 5 岩手の景観の保全と創造に関する条例第16条の規定を適用しない行為の指定（平成9年岩手県告示第576号）
- 6 岩手の景観の保全と創造に関する条例第2章第2節及び第3節の規定を適用しない区域の指定（平成9年岩手県告示第1102号）
- 7 景観形成重点地域の指定（平成10年岩手県告示第381号）
- 8 景観形成重点地域における景観形成に関する計画の決定（平成10年岩手県告示第381号の2）
- 9 景観形成重点地域の指定（平成12年岩手県告示第311号）
- 10 景観形成重点地域における景観形成に関する計画の決定（平成12年岩手県告示第312号）
- 11 岩手の景観の保全と創造に関する条例第10条及び第16条第1項から第6項までの規定を適用しない行為の指定（平成16年岩手県告示第939号）
- 12 岩手の景観の保全と創造に関する条例第10条及び第16条第1項から第6項までの規定を適用しない行為の指定（平成18年岩手県告示第153号）
- 13 岩手の景観の保全と創造に関する条例第16条第1項から第6項までの規定を適用しない行為の指定（平成16年岩手県告示第225号）
- 14 岩手の景観の保全と創造に関する条例第16条第1項から第6項までの規定を適用しない行為の指定（平成18年岩手県告示第732号）
- 15 岩手の景観の保全と創造に関する条例第16条第1項から第6項までの規定を適用しない行為の指定（平成19年岩手県告示第271号）
- 16 岩手の景観の保全と創造に関する条例第16条第1項から第6項までの規定を適用しない行為の指定（平成21年岩手県告示第341号）
- 17 岩手の景観の保全と創造に関する条例第10条及び第16条第1項から第6項までの規定を適用しない行為の指定（平成21年岩手県告示第561号）